

令和5年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和 5年3月15日(水)  
午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

1番 鵜野 範之 議員	2番 畑地 誉 議員
3番 久保 元宏 議員	4番 高田 勲 議員
5番 篠原 暁 議員	6番 伊藤 淳 議員
7番 長野 時敏 議員	8番 上野 敏夫 議員
9番 小峯 聡 議員	10番 大沼 恒雄 議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 横山 茂 君	監査委員 中村 保夫 君
教育長 吉田 憲司 君	農業委員会 辻 則行 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長 菅原 秀史 君	総務財政課長 村中 博隆 君
産業創出課長 赤井 圭二 君	農業推進課長 前田 昌清 君
住民生活課長 嶋田 英樹 君	建設課長 瀧本 周三 君
保健福祉課長 小玉 好紀 君	和風園園長 安念 昌典 君
旭寿園園長 荒川 幸太 君	会計管理者 按田 義輝 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 黒田 美和 君 書記 中山 裕樹 君

## 7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第11号	指定管理者の指定について（沼田自動車学校他）
議案第12号	J R 留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金条例について
議案第14号	沼田町個人情報の保護に関する法律施行条例について
議案第15号	沼田町個人情報保護審査会条例について
議案第16号	沼田町情報公開条例の一部を改正する条例について
議案第17号	沼田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
発議第1号	沼田町議会基本条例について
発議第2号	沼田町議会の個人情報保護に関する条例について

---

( 開 会 宣 言 )

○議長（小峯聡議長）只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

( 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 )

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、上野議員、10番、大沼議員を指名いたします。

---

( 予 算 審 査 等 特 別 委 員 会 報 告 )

○議長（小峯聡議長）日程第2。予算等審査特別委員会審査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。はい。久保委員長。

( 久 保 委 員 長 登 壇 )

○久保委員長（久保元宏委員長）予算等審査特別委員会の報告をいたします。令和5年3月15日。沼田町議会議長、小峯聡様。予算等審査特別委員会委員長、久保元宏。予算等審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。予算等審査特別委員会付託の条例4件、令和5年度会計予算9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査、採決したものであり、委員長報告は意見を付してすべて原案可決であります。お諮りいたします。議案第13号及び議案第18号から、議案第29号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第13号、議案第18号から議案第29号は委員長報告のとおり決定しました。

---

( 一 般 議 案 )

○議長（小峯聡議長）日程第3。議案第11号、指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第11号、指定管理者の指定について（沼田自動車学校他）。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自

治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。記。1、施設の名称沼田自動車学校、沼田町交通教育センター。2、指定管理者となる団体の名称、株式会社沼田開発公社。3、指定の期間、5年間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。令和5年3月9日提出。町長名でございます。提案理由を申し上げます。沼田自動車学校及び沼田町交通教育センターにつきましては、株式会社沼田開発公社を指定管理者とする運営体制の2期目が令和5年3月31日をもって期間満了となりますことから、新たに指定管理者として議会の議決を求めるものでございます。指定いたします株式会社沼田開発公社につきましては、平成25年4月1日より管理運営を行い、受講生の確保及び、各種研修指導授業など、適正な管理運営を実施しており、施設の設置目的を出来る法人として、指定管理者として指定するものでございます。以上、提案理由とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第11号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4。議案第12号、J R留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。産業創出課長。

○産業創出課長（赤井圭二課長）はい。議案第12号、J R留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金条例について。沼田町の地域公共交通の確保及びJ R跡地を含めた市街地等の整備に要する経費に充てるため、J R留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金条例を提出する。令和5年3月9日提出。町長名でございます。J R留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金条例。条文の朗読を省略し、提案理由をご説明申し上げます。本条例の制定につきましては、J R留萌本線の鉄道事業

廃止に伴う代替交通18年分に係る経費やまちづくりに対する支援、JR跡地などの整備に係る経費として受けるJR北海道からの支援金等を基金として積み立て、これを有効に活用していくために創設するものでございます。本基金の活用については、代替交通は勿論ですが、JR跡地や鉄道資産を活用したまちづくりの財源に充てることで、次世代に向けた持続可能な公共交通と、まちづくりを一体的に進めてまいりたく、本基金条例を提案するものでございます。以上、提案の理由とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田であります。18年間のJRからいただくお金をここで管理するという条例だと思えるんですけども、例えば3年後には沼田・深川間も当然廃線になるわけございまして、それでもやっぱり深川や滝川や旭川に通学する子ども、それから大人も通勤で使う人が残ると思うんですけども、バス代替に仮になった場合、そういうふうな定期の差額分なんかもこの基金からある程度補償して出せるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。明言はいたしませんけれども、それは先の話なんで明言はいたしません、この基金から活用することはできると思います。

○4番（高田勲議員）いいです。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第12号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### （ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第14号、沼田町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから、日程第8、議案第17号、沼田町行政不服審査会条例の一部を

改正する条例についてまでを関連がありますので一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第14号、沼田町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから、議案第17号、沼田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由を申し上げます。令和3年デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、地方公共団体の個人情報保護制度が法において一元化されたことにより、関連する条例を提案するものでございます。議案第14号、沼田町個人情報の保護に関する法律施行条例についてにつきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に鑑み、個人情報の開示請求などに係る手数料を定めることとするため、本条例を制定し令和5年4月1日から施行するものです。関連する沼田町個人情報保護条例については、廃止することで提案してございます。議案第15号、沼田町個人情報保護審査会条例につきましては、今ほど、議案第14号で提案させて頂きました沼田町個人情報保護条例の廃止に伴い、廃止前の沼田町個人情報保護条例の規定により設置されていた審査会を、新たに本条例として設置するもので、施行日については令和5年4月1日から施行するものです。議案第16号、沼田町情報公開条例の一部を改正する条例についてにつきましては、同じく議案第14号で提案いたしました、個人情報の保護に関する法律の改正によるもので、改正前の公文書と記載のものを行政文章に改めるもので、令和5年4月1日から施行するものです。議案第17号、沼田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてにつきましては、同じく個人情報の保護に関する法律の改正により、沼田町個人情報保護審査会条例の新設による条例の改廃により、条例の一部を改正するもので、令和5年4月1日から施行するものです。以上、提案理由とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。議案ごとに討論・採決を行います。議案第14号、沼田町個人情報の保護に関する法律施行条例についてご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第14号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。議案第15号、沼田町個人情報保護審査会条例についてご意見

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第15号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。議案第16号、沼田町情報公開条例の一部を改正する条例についてご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第16号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。議案第17号、沼田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第17号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

### ( 条例の発議 )

○議長(小峯聡議長) 日程第9。発議第1号、沼田町議会基本条例についてを議題といたします。本条例は、全議員による議会改革特別委員会で協議したものです。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決定しました。発議第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり

り可決されました。

---

( 条例の発議 )

○議長（小峯聡議長）日程第10。発議第2号、沼田町議会の個人情報保護に関する条例についてを議題といたします。本件は議会発議であります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認め、説明、質疑、討論を省略することに決定しました。発議第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

( 閉 会 宣 言 )

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和5年第1回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 4時17分 閉会



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 上 野 敏 夫

署名議員 木 沼 恒 雄